# 北海道臨床工学技士会 御中

社団法人 日本臨床工学技士会 専門臨床工学技士認定制度委員会 委員長 大石 義英 写记出口

# 資格要件審查結果通知書

貴会からの申請について下記の通り決定致しましたのでご連絡致します。

承認番号	CEA決 S-10-0016号
申請結果	承認・ 否認
決定日	平成 22 年 11 月 24 日

学会等名称	第 21 回北海道臨床工学会
開催日	平成 22 年 12 月 5 日 (日)
開催場所	札幌コンベンションセンター (住所) 札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1·1
該当区分	「都道府県技士会が主催する・講習会・セミナー等」
備考	血液浄化専門臨床工学技士単位取得

<sup>※</sup>届け出事項に変更があった場合は当会事務局までご一報下さいますようお願いします。

## 事務局使用欄

受理日 平成22年11月22日 後援承認欄	
-----------------------	--

# 血液浄化専門臨床工学技士認定資格要件

## ○資格審査時期

「血液浄化専門臨床工学技士認定試験」受験時

- 1. 日臨工に受験年度まで5年間連続して正会員であり、会費を完納していること。
- 2. 臨床工学技士として血液浄化療法の実務経験8年以上であり、現在も業務に従事していること。
- 3. 透析療法合同専門委員会が認定する「透析技術認定士」を取得していること。
- 4.「日本臨床工学会」に当該前年度から遡り5年間に1回以上参加していること。
- 5.「取得単位表」において、当該前年度から遡り5年間に要件を満たす単位を50単位以上取得しているこ ہ طے
- 6. 血液浄化専門臨床工学技士資格取得指定講習会」を受講していること。

# ○学会・セミナー等に関する取得単位

	参加者	教育講演演者	シンポなど の発言者	一般演題	一般演題 共同演者	座長と 司会者
日本臨床工学会および日臨工が主催する 研究会・講習会・セミナー等	1 0	+20	+ 1 0	+ 5	+ 2	+10
都道府県技士会が主催する、 当該領域に関する研究会・勉強会・セミナー等	8	+20	+10	+ 5	+ 2	+10
日臨工が指定する血液浄化関連学会・研究会・セミナー等	5	+ 2 0	+ 1 0	+ 5	+ 2	+ 1 0
その他の血液浄化関連勉強会・講習会・セミナー等	3	+ 2 0	+ 1 0	+ 5	+ 2	+10

(注) 認定試験・検定試験の指定講習会は除きます。

(ペースメーカ関連業務修得セミナー I 期・II 期、血液浄化専門臨床工学技士認定試験資格取得指定講習会)

## ※日臨工が指定する学会・研究会等

・日本アフェレシス学会

- ·社団法人日本透析医学会 ·社団法人日本泌尿器学会 ·日本急性血液浄化学会
- ・日本 HDF 研究会
- ・次世代人工腎研究会・日本人工臓器学会

- ・日本医工学治療学会
- ・アクセス研究会
- ・社団法人 日本腎臓学会

- · 日本移植学会
- 日本生体医工学会

- 日本血液浄化技術学会
- 日本医療機器学会
- 日本腹膜透析研究会
- ・ハイパフォーマンス・メンブレン研究会

# ○論文掲載に関する取得単位

論文の内容は、日本臨床工学会等での発表演題、会誌・関係専門誌への投稿論文等、血液浄化関連治療や 医療機器に関する研究とする。また数字は単位数を示す。

	筆頭著者	共同著者	
原著論文	3 0	1 2	
学会発表内容を記載し、出版物に 収載された投稿論文・総説・依頼原稿	2 0	8	
地方会等が発行する発表記録集	1 0	4	

<sup>※</sup> 論文、その他の執筆原稿は当該領域に限定します。

## 注意事項

- 1. 対象となる単位は、血液浄化関連領域とする。
- 2. 各々の学会・研究会・講習会・セミナー等での発表および司会・座長については、学会等の名称、開催日が確認できるプログラムの写しを添付する。また、参加のみの場合も確認用として参加証の写しを添付する。
- 3. 都道府県技士会や企業・研究会等その他の団体が主催する講習会、セミナーは、当該領域において概ね3時間以上開催されたものとする。また、都道府県技士会主催では、(社)日本臨床工学技士会の後援があるものとする。企業や研究会等その他の団体主催では、(社)日本臨床工学技士会あるいは、都道府県技士会の後援があるものとする。両者とも参加証明として参加証の写しを添付する。
- 4. 原著論文、出版物に収載された投稿論文・総説・依頼原稿および地方会が発行する発表記録集は、発行物名称、発行日等も含めて確認用として、その写しを添付する。

## ○暫定措置

1. 取得単位に対する暫定措置

認定制度の資格要件の一つである学会参加等により取得単位は、本来であれば 50 単位必要であるが認定制度開始から 3 年間は 30 単位で要件を満たすこととする。

\*平成23年度までは必要取得単位は30単位で要件を満たす。